

第32回明石市入札監視委員会議事録

日 時 令和元年11月22日（金）
午後4時50分～午後7時00分
場 所 明石市議会棟 第3委員会室

【出席者】

（委員：委員長以下50音順）

森委員長、石原委員、中川委員、鍋島委員、濱田委員

明石市入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する定足数を満たしていることを確認

（事務局）

〈総務局〉

箕作財務部長

〈財務室契約担当〉

名村契約担当課長、曾根契約担当係長、
亀尾工事契約担当係長、岩佐主任、
大西事務職員

（工事主管部署）

〈都市局住宅・建築室〉

南住宅・建築室長

〈営繕課〉

大塚課長、花畑施設担当課長、中戸係長、
佐々木計画担当係長

〈教育委員会事務局学校管理課〉

池田課長、亀山係長

〈都市局下水道室〉

高岸下水道室長

〈下水道整備課〉

堀川課長、大畠係長、森技術職員、
重本技術職員

【議事開始前の手続き】

- 1 開会（午後4時50分）
- 2 委員及び事務局の紹介
- 3 委員長の選任
委員の互選により森委員が委員長に決定
- 4 職務代理者の選任
職務代理者を中川委員に決定
- 5 議事録署名人の選任
議事録署名人を石原委員、濱田委員に決定

【議 事】

1 開 会

2 抽出案件審議

事務局から、事前に案件抽出担当委員が選定した下記の2件の工事について、抽出案件説明書により、工事概要及び公告から落札決定に至るまでの経緯を説明

- ・ No1 制限付一般競争入札（1.5億円未満）＝1件（同種工事全2工事）
- ・ No2 制限付一般競争入札（1.5億円未満）＝1件（同種工事全2工事）

※案件抽出担当委員

中川委員 － No. 1

鍋島委員 － No. 2

抽出案件における主な質疑・意見等

No.1 〔制限付一般競争入札（1.5億円未満・電子方式）〕：

工事成績優良業者対象工事 北庁舎（旧保健センター）外壁ほか改修工事
工事成績優良業者対象工事 明石市立花園幼稚園外壁ほか改修工事]

〈工事成績優良業者対象工事について〉

工事成績優良業者対象工事は、市内業者のうち、過去3年度を通算して一定以上の工事成績評定点を獲得した者を工事成績優良業者とし、その者のみが参加

できる入札を行うことで、努力した業者が報われる仕組みを構築し、技術と経営に優れた市内業者のさらなる意識の向上を目指して実施している。

工事成績優良業者の要件は、過去3年度において工事成績の平均評定点が7.5点以上であり、かつ、2件以上の工事成績評定を受けており、工事発注の公告日から起算して1年以内に指名停止を受けていない者となっている。

平成30年度の工事成績優良業者は、土木一式工事で7者、建築一式工事で5者となっている。

工事成績優良業者に選定された工事は、土木一式工事で3件、建築一式工事で2件となっていて、建築一式工事の2件が抽出案件に選定されている。

〈工事成績優良業者対象工事 北庁舎（旧保健センター）外壁ほか改修工事〉

工事期間は、平成30年11月29日から翌年の3月31日までの約4か月となっている。

工事内容は、対象となる庁舎部分で、鉄筋コンクリート5階建、延床面積4,104㎡の「タイル貼り」外壁の全面改修工事と付帯する部分の改修工事のほか、傷んで動きが悪くなった庁舎部分の既設外壁部のアルミニウム製建具の改修となっている。

主な改修の作業としては、まず、外壁のタイル面の水洗い清掃を行い、洗浄剤を用いてタイル面の付着物を除去し、タイルの浮き部と欠損部の補修を行い、最後に、外壁タイル面の劣化を防止する樹脂塗装を行った。

本案件は1回目として、平成30年9月25日に公告、10月11日に開札を行ったところ、4者から応札があったが、全者最低制限価格未満のため不調打切りとなった。

不調打切りとなったので再設計のほか、入札参加要件から工事成績優良業者を外し、2回目として、平成30年11月6日に公告、11月22日に開札を行ったところ、12者から応札があり、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の最低価格で応札した2者のうち、くじにより「有限会社イマジア」と契約を

締結した。

〈工事成績優良業者対象工事 明石市立花園幼稚園外壁ほか改修工事〉

工事期間は、平成30年11月6日から翌年の3月1日までの約4か月となっている。

工事内容は、対象となる園舎部分で、鉄筋コンクリート2階建、延床面積1,131㎡の外壁の吹付塗装の全面改修工事と付帯する部分の改修工事のほか、渡り廊下屋根の新設工事となっている。

主な改修の作業は、まず、外壁の吹付面を高圧温水洗浄で脆弱な既存塗膜等を剥がし、躯体のひび割れ部とモルタルの浮き部等の補修等を行い、下地を作り、最後に外部の塗装の塗り直しを行った。

本案件は1回目として、平成30年10月9日に公告、10月25日に開札を行ったところ、3者から応札があったが、全者予定価格超過のため不調打切りとなった。

不調打切りとなったので、平成30年10月29日に株式会社ヒューマンに見積依頼し、11月2日に見積合せを行い、随意契約を締結した。

Q 工事成績優良業者対象工事は工事成績の優れた建設業者に対するインセンティブであるが、同工種、同時期、同価格帯であり、応札者が同じであったにもかかわらず、北庁舎（旧保健センター）外壁ほか改修工事は全者最低制限価格未滿、明石市立花園幼稚園外壁ほか改修工事は全者予定価格超過となった原因としてどのようなことが考えられるか。

⇒A 北庁舎の外壁はタイル貼りで、改修面積は約2,750㎡で、足場の面積は約3,150㎡となっており、前回の外壁改修工事から約15年が経過している。一方の花園幼稚園の外壁は吹付塗装で、改修面積は約950㎡で、足場

の面積は約1,170㎡となっており、それぞれの面積は、北庁舎の約35%前後となり、前回の工事から南面以外は約33年が経過している。

全者最低制限価格未滿となった北庁舎（旧保健センター）外壁ほか改修工事の主な原因は、全体の直接工事費の約60%を占める直接仮設費である足場の工事費を、応札者が低く見積もったことで、営繕課が算出した足場の工事費に対して約700万円前後、共通費に関しても、この価格と関連して、共通費約1,160万円に対して、約200万円から約500万円、それぞれ低い応札価格となっている。

なお、営繕課が算出した足場の工事費の価格の根拠は、国土交通省の積算基準に倣い、その基準の標準歩掛りによるものである。

しかしながら、応札者が計上している足場の工事費は、下請負人からの見積りを参考にするとともに、場合によっては、自社で保有している足場を使用するため工事費を低く見積もったものと考えられる。

全者予定価格超過となった花園幼稚園外壁ほか改修工事の入札価格は、北庁舎（旧保健センター）外壁ほか改修工事と同様に、足場の工事価格が低く見積もられていたが、全体の直接工事費に占める直接仮設費である足場の工事費の割合は、北庁舎（旧保健センター）外壁ほか改修工事とは大きく異なり約25%であった。

全者予定価格超過となった主な原因は、全体の建築工事費の約60%を占める外壁等の改修工事費及び共通費を、応札者が高く見積もったことで、営繕課が算出した、外壁等の改修工事費に対して、約550万円から約850万円、共通費に関しても、この価格と関連して、共通費に対して、約250万円前後それぞれ高い応札価格となっていました。

なお、応札価格が高いことについて、開札後、応札者に確認したところ、先に開札があった北庁舎（旧保健センター）外壁ほか改修工事の応札価格が、入札に参加した全ての者が、最低制限価格未滿であった事を考慮して、少し高めの価格で応札したとのことだった。

一回の入札で落札者を決定することが、より適切な業務と考えているので、各種工事における予定価格と応札価格が大きく違う部分については、引き続き、検討、注意すべき課題であると認識している。

なお、足場の設計金額については、現状に即した価格帯への対応を検討しているところである。

Q　すでに足場を保有している建設業者はその部分で利益を出そうとするので、北庁舎（旧保健センター）外壁ほか改修工事においては応札者が足場を低く見積もったことが全者最低制限価格未滿になった原因であると思われ、明石市立花園幼稚園外壁ほか改修工事においては同種工事である北庁舎（旧保健センター）外壁ほか改修工事の入札結果を見た上で入札価格を上乗せしたことが全者予定価格超過になった原因であると思われるが、今後入札不調にならないような方策としてどのようなことが考えられるか。

⇒A　設計金額の算出において足場の単価については国土交通省の積算基準に基づく標準歩掛を採用しているが、応札者は国土交通省の積算基準に基づく標準歩掛を用いておらず、刊行物単価や下請負人からの見積りによっているものと思われるが、入札不調を防ぐため、設計金額に実勢価格を反映させることができないかを今後検討していきたいと考えている。

Q　入札不調となった後、明石市立花園幼稚園外壁ほか改修工事については随意契約を締結していて、北庁舎（旧保健センター）外壁ほか改修工事については再発注しているが、どのような違いがあったのか。

⇒A　一般的に入札不調となった場合は、工事主管課において応札者の工事費内訳書を分析する等入札不調の原因を調べ、設計内容のうち、実勢価格を反映できる部分についてはその箇所を反映した再設計を行い、再発注することを基本としているが、明石市立花園幼稚園外壁ほか改修工事のように工期の制約が厳しい工事で予定価格超過となったものについては、工期の短縮を図るため、予定価格の範囲内で随意契約を行うこともある。

No.2 [制限付一般競争入札（1.5億円未満・電子方式）：

大久保町宮ノ下ほか污水管布設工事ほか工事

山下町雨水管布設工事]

〈大久保町宮ノ下ほか污水管布設工事ほか工事〉

本工事は、点在する3工事を合併した工事である。3工事とも小規模な污水管工事となっており、浅く污水管を設置するために地上からの掘削を行う開削工事である。

「藤江西畑污水管布設工事」については、2回目の入札で工事を実施した場合、水洗化を希望する住民と下水道を整備する約束をしていた時期に間に合わないため、別途、単価契約工事を実施することとなった。そのため、点在する3工事の内、1工事分の減額を行い、ほかの2工事で2回目の入札を行った。

3回目の入札では、2回目の工事内容に加え、別途、同種工事を3工事追加し、工事規模を拡大する形で、工事名も貴崎1丁目（3工区）ほか污水管布設工事として入札を行った。

本案件は1回目として、平成30年10月9日に公告、10月25日に開札を行ったところ、応札者がなかったため不調打切りとなった。

不調打切りとなったので再設計を行い、2回目として、平成30年11月6日に公告、11月22日に開札を行ったところ、応札者がなかったため不調打切りとなった。3回目として、平成31年1月22日に公告、2月7日に開札を行ったところ、2者から応札があり、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の最低価格で応札した「株式会社大幸建設」と契約を締結した。

〈山下町雨水管布設工事〉

本工事は平成29年度に完成済の十分な流下能力を有した雨水幹線に接続する

ための雨水管工事である。施工箇所はガス管等の地下埋設物が多く、交通量も多いことから地下深くに埋設する工法として推進工法（トンネル工法）を採用した。なお、将来の施工区間も同様に推進工法で東側の浸水被害箇所まで延伸し、また、浅い雨水管は、地上面から掘削する開削工法で工事を実施する予定である。

本案件は1回目として、平成31年1月8日に公告、1月24日に開札を行ったところ、1者から応札があったが、予定価格超過のため不調打切りとなった。

不調打切りとなったので再設計を行い、2回目として、平成31年2月5日に公告、2月21日に開札を行ったところ、2者から応札があり、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の最低価格で応札した「株式会社中原建設工業」と契約を締結した。

Q 一般的に、1回目の入札において応札者がなかった理由が金額に利益が出にくいと思われる案件については、2回目の入札では予定価格を増額するものとする。大久保町宮ノ下ほか污水管布設工事ほか工事の2回目の発注時において、地元調整の結果組み入れることができなかった工事を除いたという事情は理解できたが、そのまま約300万円減額した形で発注することにしたのはなぜか。

⇒A 2回目の入札までに、3回目に合併することとなった工区においては、地元調整が難航していたことに伴い、設計が完成していなかったことが、当該工事を2回目の入札時点で合併できなかった理由であった。

Q 山下町雨水管布設工事の2回目の入札においては、県内支店・営業所等登録業者まで地域要件を広げているにも関わらず、応札者が市内業者の2者しかいなかった。そのような事情を踏まえつつ、不調を防ぎながら、競争性を向上さ

せていくという点についてどのように考えているのか。

⇒A 山下町雨水管布設工事の工事対象は管径が1,350mmと口径が大きいため、推進工事に伴う測量や施工管理に関して慎重に行う必要があったため、施工実績を求めることとしていた。

競争性を向上させるため地域要件を県内支店・営業所等登録業者まで広げた。結果的に応札者が市内業者の2者であったのは、本工事が市街地の施工や鋼矢板による立坑や薬液注入工、水道移設といった専門業者が施工する工種を多く含んでいたため、自社施工分が少なくなり、一般的な工事よりも利益が出にくいと判断した業者が多かったことが要因として考えられる。

また、1回目の予定価格と応札額の差額については、下請けとなる推進業者の見積り額が高かったために、請負率を100%に近づけようとしたことが予定価格超過の原因と考えている。

競争性を高めるためにはどのようにしていくべきかという質問については、比較的応札者が多くなる傾向が見られる年度初めに発注することで不調を防ぎ、競争性を高めていきたいと考えている。また、工期については、梅雨や台風が多発する季節までといった制約がないように設定していきたいと考えている。

Q 大久保町宮ノ下ほか污水管布設工事ほか工事（貴崎1丁目（3工区）ほか污水管布設工事）の3回目の入札では、予定価格を1回目と比較して2,000万円ほど増額している。3回目の発注段階で追加した工事はもともと当該期間に発注する予定のあった工事なのか。それとも、このような事態が発生したために急遽対応策として発注しようとしたものなのか。

⇒A 貴崎1丁目（3工区）地区に関しては、地元との調整が難航し、2回目の発注に間に合わなかったため、3回目の平成30年12月末発注時に組み込んだものである。

3 建設工事に関する入札・契約手続きの執行状況報告 (平成30年度下半期分及び令和元年度上半期分)

(1) 事務局から、「平成30年度建設工事執行実績総括表」、「令和元年度上半期建設工事執行実績総括表」、「平成30年度下半期建設工事執行実績リスト」、「令和元年度上半期建設工事執行実績リスト」により、平成30年度下半期及び令和元年度上半期(平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)の発注状況(明石市及び明石市水道局)を報告

(平成30年度執行実績)

- ・制限付一般競争入札(1.5億円以上) = 7件
- ・制限付一般競争入札(1.5億円未満) = 101件
- ・随意契約 = 41件

(令和元年度上半期執行実績)

- ・制限付一般競争入札(1.5億円以上) = 3件
- ・制限付一般競争入札(1.5億円未満) = 45件
- ・随意契約 = 24件

(2) 事務局から、「平成30年度下半期指名停止措置リスト」、「令和元年度上半期指名停止措置リスト」により、平成30年度下半期及び令和元年度上半期(平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)に指名停止措置を行った内容(15事案)を報告

Q 公募型プロポーザル方式による随意契約案件が多く見受けられるが、どのような基準で案件を選定しているのか。また、今回の実績報告の中で、案件数が多くなった背景はどのような理由か。

⇒A 一般競争入札は価格重視の競争入札となるが、公募型プロポーザル方式による随意契約では、価格とその業者の資質まで重視した競争を行い、落札候補者を決定し、その者と契約を行う方式である。

したがって、市が要求する品質が確保された状態でその業務が実施されるかどうかという点について、価格だけでは判断できないと考えられる案件は、公

募型プロポーザル方式を採用することとなる。

今回の実績報告の中では、特に市内小学校における空調設備設置工事については多くの案件が公募型プロポーザル方式となっている。これは、前年度末に空調設備設置工事における設計業務委託を発注したが入札不調となったため、仮に今年度早々に設計業務委託を発注したとしても、今年度内に工事を完成させることは工期的に無理があったため、設計業務委託と工事を合わせて、設計及び工事が可能な市内業者に対し、公募型プロポーザル方式を採用して選定を行った案件であった。

障害者歯科診療所建設（建築）工事及び同電気設備工事に関しては、一般的な診療所の建築や設備工事ではなく、障害者の治療に特化した特殊な技術が必要となる工事ということで、価格のみで工事施工業者を選定することには無理があると判断された案件であった。

Q 今年度は特別に公募型プロポーザル方式による案件が増えたのか。また、今後とも増えると考えられるのか。

⇒A 業務委託に関しては以前から公募型プロポーザル方式を採用していたが、建設工事においては今年度初めてプロポーザル方式を採用した。建設工事でプロポーザル方式を採用する場合は、今回のような特別な事情がある場合のみであり、今後も案件数が増えるとは考えていない。

Q 公募型プロポーザル方式による案件の落札率は100%となっているが、競争性は確保されていたのか。また、金額的には期待以上の成果があったのか。

⇒A 本方式は参加者の金額及びその他の実績等をすべて点数化し、その合計点が一番高い者を契約予定者とし、その見積金額の範囲内で随意契約を行うため、落札率は必然的に100%となる。金額面での成果は一般競争入札と同等であったと考えている。

4 「入札不調状況について」（報告）

事務局より、「入札不調状況について」を報告

「入札不調状況」について

平成26年度は不調発生率38.9%という非常に高い状況であったが、入札不調対策を講じた結果、平成27年度は26.5%、平成28年度は22.3%、平成29年度は19.0%と不調率が低下している。しかしながら、平成30年度には23.4%、令和元年度9月末では26.2%と上昇傾向が見られた。

工種別で見ると、土木工事では応札者なしによる不調が多数を占め、建築工事では価格が合わずに不調となる場合が多く見られた。

5 「火災報知器更新工事の今後について」（報告）

事務局より「火災報知器更新工事の今後について」を報告

「火災報知器更新工事の今後について」

前回の当監視委員会（第31回明石市入札監視委員会）において、抽出案件として「明石市営住宅火災報知器更新工事」の入札・契約についてご審議いただき、ご意見を頂戴した。

本案件は、1回目の入札において、8者より応札があったものの、全者予定価格を大幅に下回り、全者最低制限価格未満で不調となった。そのため、再度の入札を行い、結果、最低制限価格付近での競争のうえ落札者を決定した。

本案件の不調原因は市の設計においては「公共建築工事積算基準」により設計を行っており、応札業者は単純に機器費等の実勢価格で応札されたのではないかというものだった。

今後このような機器を購入し設置するという比較的単純な作業に関しては、設計や入札に対する事務を省略し、「工事」として取り扱わず、「修繕」として執

行したいと考えている。

6 その他

次回の案件抽出担当委員は、これまでの慣例のとおり50音順で濱田委員と石原委員に決定し、抽出担当委員2人が協議又は申し送りにより抽出を行うこととなった。

7 閉会（午後7時00分）